各都道府県医政主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長 (公印省略)

関係事業者との取引の状況に関する報告書の様式等について

平成27年9月28日に公布された「医療法の一部を改正する法律」(平成27年法律第74号)により、医療法人は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を作成し、都道府県知事に届け出ることとされたところであるが、今般、この報告書の様式等を定めるため、「医療法人における事業報告書等の様式について」(平成19年3月30日医政指発第0330003号)の一部を別添のとおり改正し、平成29年4月2日以後に開始する会計年度から適用することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

※主な改正点

- 1. (全法人対象) 関係事業者との取引の状況に関する報告書の様式を策定
- 2. (医療法人会計基準の適用が義務付けられない法人対象)貸借対照表の純資産の部における資本剰余金と利益剰余金の科目を統合し、表記を積立金とする様式の変更
- 3. (医療法人会計基準の適用が義務付けられない法人対象)病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人及び診療所のみを開設する医療法人における「持分なし法人」又は「持分あり法人」ごと、医療法人会計基準の対応の有無ごとに分けていた貸借対照表の様式を統一(経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除することを注記等)

(下線の部分は改正部分)

			(下線の部分は改正部分)	
改正後		改正前		
1 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」とい	う。)第51	1 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第51		
条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表 <u>、損益計</u>	算書及び関係	条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに		
事業者との取引の状況に関する報告書並びに第46条の	4第7項第3	第46条の4第7項第3号の監査報告書の	の様式を次のとおり定めたこ	
号の監査報告書の様式を次のとおり定めたこと。		٤.		
(1) 事業報告書	様式 1	(1) 事業報告書	様式 1	
(2) 財産目録	様式2	(2) 財産目録	様式 2	
(3) 貸借対照表		(3) 貸借対照表		
① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人	<u>様式3-1</u>	① 病院又は介護老人保健施設を開設	する医療法人	
(削除)_		ア 改正法の施行日以後に設立され	た医療法人(ただし、改正法	
		の施行日以後に設立の申請を行っ	た医療法人に限る。)又は改	
		正法の施行日前に設立された医療	法人で、施行日以降に法第4	
		4条第5項の規定にかかる定款又	<u> は寄附行為の変更につき法第</u>	
		50条第1項の認可を受けた医療	法人(以下「新法の医療法	
		<u>人」という。)</u>	<u>様式3-1</u>	
(削除)_		イ 改正法附則第10条第2項の規	定により、改正法による改正	
		前の法第56条の規定が、当分の	間、なおその効力を有するこ	
		ととされた医療法人(以下「経過	措置型医療法人」という <u>。</u>	
			<u>様式3-2</u>	
② 診療所のみを開設する医療法人	<u>様式3-2</u>	② 診療所のみを開設する医療法人		
(削除)_		ア 新法の医療法人	<u>様式3-3</u>	
(削除)_		イ 経過措置型医療法人	<u>様式3-4</u>	
(削除)		※ 「医療法人会計基準について」(平成26年3月19日医政発	
		0319号第7号厚生労働省医政局	長通知)により周知した医療	
		法人会計基準を適用する場合の様式	については、医療法人会計基	
		準適用と記載のある様式を使用する。	<u>こと。</u>	

(4) 損益計算書

- ① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人 様式4-1
- ② 診療所のみを開設する医療法人

様式4-2

(5) 関係事業者との取引の状況に関する報告書

様式5

(6) 監事監査報告書

様式6

2 略

3 法第51条第2項の医療法人の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の様式については、1にかかわらず、財産目録については、医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針(平成28年4月20日医政発0420第5号)の様式第三号、貸借対照表及び損益計算書については、医療法人会計基準(平成28年厚生労働省令第95号)の様式第一号及び第二号により取り扱われたいこと。

(4) 損益計算書

- ① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人
- ② 診療所のみを開設する医療法人

様式4-1 様式4-2

(新設)

(5) 監事監査報告書

様式5

2 略

(新設)

(下線の部分は改正部分)

改正後		改正前	
様式3-1		様式3-1	
法人名 <u>所在地</u>	※医療法人整理番号	法人名 <u>所在地</u>	※医療法人整理番号
貸借対(平成年月	照 表 引 日現在) (単位:千円)	貸 借 対 (平成 年 <i>)</i>	照 表 月 日現在) (単位:千円)
資産の部	負債の部	資産の部	負債の部
科 目 金 額	科 目 金 額	科 目 金 額	科 目 金 額
I 流 動 資 産 ××× I	流 動 負 債 ×××	I 流 動 資 産 ××× I	流 動 負 債 ×××
現 金 及 び 預 金 ×××	支 払 手 形 ×××	現 金 及 び 預 金 ×××	支 払 手 形 ×××
事業未収金 ×××	買 掛 金 ×××	事業未収金 ×××	買 掛 金 ×××
有 価 証 券 ×××	短期借入金 ×××	有 価 証 券 ×××	短期借入金 ×××
た な 卸 資 産 ×××	未 払 金 ×××	たな卸資産 ×××	未 払 金 ×××
前 渡 金 ×××	未 払 費 用 ×××	前 渡 金 ×××	未 払 費 用 ×××
前 払 費 用 ×××	未 払 法 人 税 等 ×××	前 払 費 用 ×××	未払法人税等 ×××
繰 延 税 金 資 産 ×××	未 払 消 費 税 等 ***	繰 延 税 金 資 産 ×××	未払消費税等 ×××
その他の流動資産 ×××	繰 延 税 金 負 債 ×××	その他の流動資産 ×××	繰 延 税 金 負 債 XXX
Ⅱ 固 定 資 産 ×××	前 受 金 ×××	Ⅱ 固 定 資 産 ×××	前 受 金 ×××
1 有 形 固 定 資 産 ×××	預 り 金 ×××	1 有 形 固 定 資 産 ×××	預 り 金 ×××
建 物 ×××	前 受 収 益 ×××	建 物 ×××	前 受 収 益 ×××
構 築 物 ×××	○ ○ 引 当 金 ×××	構 築 物 ×××	○ ○ 引 当 金 ×××
医療用器械備品 ×××	その他の流動負債 ×××	医療用器械備品 ×××	その他の流動負債 ×××
その他の器械備品 ××× I	固定負債 ※※※	その他の器械備品 ××× II	固定負債 ※※※
車 両 及 び 船 舶 ×××	医療機関債 ×××	車 両 及 び 船 舶 ×××	医療機関債 ×××
土 地 ×××	長期借入金 ×××	<u></u>	長期借入金 ×××
建 設 仮 勘 定 ×××	繰 延 税 金 負 債 XXX	建 設 仮 勘 定 ×××	繰 延 税 金 負 債 XXX
その他の有形固定資産 ×××	○ ○ 引 当 金 ×××	その他の有形固定資産 ×××	○ ○ 引 当 金 ×××
2 無 形 固 定 資 産 ×××	その他の固定負債 ×××	2 無 形 固 定 資 産 ×××	その他の固定負債 ×××
借 地 権 ×××	負 債 合 計 ×××	借 地 権 ×××	負 債 合 計 ×××

ソフトウェア	$\times \times \times$	純資産の部	
その他の無形固定資産	$\times \times \times$	科 目 3	金額
3 その他の資産	$\times \times \times$	I <u>基 金</u>	$\times \times \times$
有 価 証 券	$\times \times \times$	Ⅱ <u>積 立 金</u>	$\times \times \times$
長期貸付金	$\times \times \times$	代 替 基 金	$\times \times \times$
保有医療機関債	$\times \times \times$	○ ○ 積 立 金	$\times \times \times$
その他長期貸付金	$\times \times \times$	繰越利益積立金	$\times \times \times$
役職員等長期貸付金	$\times \times \times$	Ⅲ 評価・換算差額等	$\times \times \times$
長期前払費用	$\times \times \times$	その他有価証券評価差額金	$\times \times \times$
繰 延 税 金 資 産	$\times \times \times$	繰延ヘッジ損益	$\times \times \times$
その他の固定資産	$\times \times \times$		
		純資産合計	$\times \times \times$
資 産 合 計	$\times \times \times$	負債・純資産合計	$\times \times \times$

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、 別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負 債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げな いこと。
 - 2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
 - 3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とすると ともに、代替基金の科目を削除すること。

ソフトウェア	$\times \times \times$	純資産の部	
その他の無形固定資産	$\times \times \times$	科目	金 額
3 その他の資産	$\times \times \times$	I <u>資本剰余金</u>	$\times \times \times$
有 価 証 券	$\times \times \times$	Ⅱ 利益剰余金	$\times \times \times$
長期貸付金	$\times \times \times$	1 代 替 基 金	$\times \times \times$
保有医療機関債	$\times \times \times$	2 その他利益剰余金	$\times \times \times$
その他長期貸付金	$\times \times \times$	○ ○ 積 立 金	$\times \times \times$
役職員等長期貸付金	$\times \times \times$	繰越利益剰余金	$\times \times \times$
長 期 前 払 費 用	$\times \times \times$	Ⅲ 評価・換算差額等	$\times \times \times$
繰 延 税 金 資 産	$\times \times \times$	その他有価証券評価差額金	$\times \times \times$
その他の固定資産	$\times \times \times$	繰延ヘッジ損益	$\times \times \times$
		<u>IV 基 金</u>	$\times \times \times$
		純 資 産 合 計	$\times \times \times$
資 産 合 計	$\times \times \times$	負債・純資産合計	$\times \times \times$

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
 - 2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

改正後	改正前
<u>(削除)</u>	様式3-2
	法人名
	所在地
	貸 借 対 照 表
	(平成 年 月 日現在)
	(単位:千円)
	資産の部負債の部
	科 目 金額 科目 金額
	I 流 動 資 産
	現金及び預金 ××× 支払 手 形 ×××
	事業未収金 ××× 買 掛 金 ×××
	有 価 証 券 ××× 短 期 借 入 金 ×××
	たな卸資産 ××× 未 払 金 ×××
	前 渡 金 ××× 未 払 費 用 ×××
	前 払 費 用 ××× 未 払 法 人 税 等 ×××
	操延税金資産 ××× 未払消費税等 ×××
	その他の流動資産 ××× 繰 延 税 金 負 債 ×××
	II
	1 有 形 固 定 資 産
	医療用器械備品 ××× その他の流動負債 ×××
	その他の器械備品 ××× II 固 定 負 債 ×××
	車 両 及 び 船 舶 XXX 医 療 機 関 債 XXX
	土 地 ××× 長期借入金 ×××
	建 設 仮 勘 定 ××× 繰 延 税 金 負 債 ×××
	その他の有形固定資産 ××× ○ ○ 引 当 金 ×××
	2 無 形 固 定 資 産 ××× その他の固定負債 ×××
	借 地 権 XXX 負債合計 XXX

_	•			
	ソフトウェア	$\times \times \times$	純資産の部	
	その他の無形固定資産	$\times \times \times$	科目	金 額
	3 その他の資産	$\times \times \times$	I 資 本 金	$\times \times \times$
	有 価 証 券	$\times \times \times$	Ⅱ 資本剰余金	$\times \times \times$
	長 期 貸 付 金	$\times \times \times$	Ⅲ 利益剰余金	$\times \times \times$
	保有医療機関債	$\times \times \times$	○○積立金	$\times \times \times$
	その他長期貸付金	$\times \times \times$	繰越利益剰余金	$\times \times \times$
	役職員等長期貸付金	$\times \times \times$	Ⅳ 評価・換算差額等	$\times \times \times$
	長 期 前 払 費 用	$\times \times \times$	その他有価証券評価差額金	$\times \times \times$
	繰 延 税 金 資 産	$\times \times \times$	繰越ヘッジ損益	$\times \times \times$
	その他の固定資産	$\times \times \times$	純 資 産 合 計	$\times \times \times$
	資 産 合 計	$\times \times \times$	負債・純資産合計	$\times \times \times$
	(注) 裏中の科目について 不要	た私目 け削	除しても美し古うかいこと。す	ニナー 別に

⁽注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

	改〕	E後		改正前	
<u>様式3-2</u>				<u>様式3-3</u>	
法人名 所在地		※医療法人整理番号		法人名 ※医療法人整理番号 所在地 ※	
貸 (平	借 ^Z 成 年	対 照 表 月 日現在)		貸 借 対 照 表 (平成 年 月 日現在)	
		(単/	位:千円)	(単位:千F	円)
資産の部	_	負債の部		資産の部負債の部	
科目	金 額	科目	金 額	科 目 金額 科目 金	額
I 流 動 資 産	$\times \times \times$	I 流 動 負 債	$\times \times \times$	I 流 動 資 産 XXX I 流 動 負 債 XX	×
Ⅱ 固定資産	$\times \times \times$	Ⅱ 固定負債	$\times \times \times$	I	\times
1 有形固定資産	$\times \times \times$	(うち医療機関債)	$(\times \times \times)$	1 有 形 固 定 資 産 XXX (うち医療機関債) (XX	\times)
2 無形固定資産	$\times \times \times$	負 債 合 計	$\times \times \times$	2 無 形 固 定 資 産 X X 4 4 4 6 6 計 X X 1	×
3 その他の資産	$\times \times \times$	純資産の部	•	3 そ の 他 の 資 産 ××× 純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	$(\times \times \times)$	科目	金 額	(うち保有医療機関債) (×××) 科 目 金	額
		I 基 金	$\times \times \times$	I <u>資本剰余金</u> ××	×
		 Ⅱ 積 立 金	$\times \times \times$	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	×
		(うち代替基金)	$(\times \times \times)$	<u>1</u> 代替基金 ××	×
		 Ⅲ 評価・換算差額等	$\times \times \times$		×
		純資産合計	$\times \times \times$		×
	×××	負債・純資産合計	$\times \times \times$	<u>₩</u> 基 金 ××	×
	<u>!</u> Y産の部の基	<u> </u>	するととも		×
に、代替基金の科目を削除す			<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	資産合計 ××× 負債・純資産合計 ××	×
7-1 14H CE TO STILL CHIMA)	, <u> </u>			7 7 H H1 1000 100 100 100 100 100 100 100 1	
				<u> </u>	

改正後	改正前
_(削除)	様式3-4
	法人名 ※医療法人整理番号
	所在地
	貸 借 対 照 表
	(平成 年 月 日現在)
	(単位:千円)
	資産の部負債の部
	科目 金額 科目 金額
	│ │ I 流 動 資 産 │ ××× │ I 流 動 負 債 │ ××× │
	II 固 定 資 産
	1 有 形 固 定 資 産 ××× (うち医療機関債) (×××)
	2 無 形 固 定 資 産
	3 そ の 他 の 資 産 XXX 純 資 産 の 部
	(うち保有医療機関債) (×××) 科 目 金 額
	I 資 本 金 ×××
	Ⅱ 資本剰余金 ××× I
	□ 利 益 剰 余 金 ××× □
	IV 評価・換算差額等 ×××
	純 資 産 合 計 ×××
	資産合計 ××× 負債・純資産合計 ×××

(下線の部分は改正部分)

改止後	改止前	
<u>(削除)</u>	様式3-1 (医療法人会計基準適用)	
	法人名	\Box
	近人名	Ш
	<u>ルカコンドローーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</u>	
	貸 借 対 照 表	
	(平成 年 月 日現在)	
	(単位:千円])
	資産の部負債の部	
	科 目 金 額 科 目 金 3	額
	│ │ I 流 動 資 産 │ ××× │ I 流 動 負 債 ××	\times
	現金及び預金 ××× 支払手 形 ××	
	事 業 未 収 金 ××× 買 掛 金 ××	
	│ 有 価 証 券 │ ×××│ 短 期 借 入 金 │ ××	
	たな卸資産 ××× 未 払 金 ××	
	前 渡 金 ××× 未 払 費 用 ××	\times
	前 払 費 用 ××× 未 払 法 人 税 等 ××	
	繰延税金資産 ××× 未払消費税等 ××	
	その他の流動資産 ××× 繰延税金負債 ××	
	<mark>Ⅲ 固 定 資 産 </mark>	
	1 有形固定資産 ×××	
	建 物 ××× 前 受 収 益 ××	
	構 築 物 ××× O O 引 当 金 ××	
	医療用器械備品 ××× その他の流動負債 ××	
	その他の器械備品 ××× II 固 定 負 債 ××	
	車両及び船舶 ××× 医療機関債 ××	
	土 地 ××× 長期借入金 ××	
	建 設 仮 勘 定 XXX 繰 延 税 金 負 債 XX	
	その他の有形固定資産 ××× ○ ○ 引 当 金 ××	
	2 無 形 固 定 資 産 ××× その他の固定負債 ××	
	借 地 権 XXX 負債合計 XX	\times

ソフトウェア	$\times \times \times$	純資産の部
その他の無形固定資産	$\times \times \times$	科 目 金 額
3 その他の資産	$\times \times \times$	I 基 金 ×××
有 価 証 券	$\times \times \times$	Ⅱ 積 立 金 ×××
長期貸付金	$\times \times \times$	代 替 基 金 ×××
保有医療機関債	$\times \times \times$	○ ○ 積 立 金 ×××
その他長期貸付金	$\times \times \times$	繰越利益積立金 ×××
役職員等長期貸付金	$\times \times \times$	Ⅲ 評価・換算差額等 ×××
長 期 前 払 費 用	$\times \times \times$	その他有価証券評価差額金 ×××
繰 延 税 金 資 産	$\times \times \times$	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 ×××
その他の固定資産	$\times \times \times$	
		純資産合計 ×××
資 産 合 計	$\times \times \times$	負債・純資産合計 ×××

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
 - 2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

改正後		改正前		
<u>(削除)</u>	様式3-2 (医療法人会計基準	進適用)		
	法人名		※医療法人整理番号	
	所在地			
	貸	借対	照 表	
	(平)	成 年 月	日現在)	は、て田)
	資産の部		 負 債 の 部	位:千円)
	科目	金額		金額
	I 流 動 資 産		流動負債	XXX
	現金及び預金	$\times \times \times$	支 払 手 形	$\times \times \times$
	事業未収金	$\times \times \times$	買掛金	$\times \times \times$
	有 価 証 券	$\times \times \times$	短 期 借 入 金	$\times \times \times$
	たな卸資産	$\times \times \times$	未 払 金	$\times \times \times$
	前 渡 金	$\times \times \times$	未 払 費 用	$\times \times \times$
	前 払 費 用	$\times \times \times$	未払法人税等	$\times \times \times$
	繰 延 税 金 資 産	$\times \times \times$	未 払 消 費 税 等	$\times \times \times$
	その他の流動資産	$\times \times \times$	繰延税金負債	$\times \times \times$
	Ⅱ 固定資産	×××	前 受 金	×××
	1 有形固定資産	×××	預り 金	×××
		×××	前 受 収 益	×××
	構 築 物 医療用器械備品	$\times \times $	○ ○ 引 当 金 その他の流動負債	$\times \times $
	その他の器械備品		固定負債	×××
	車両及び船舶	×××	医療機関債	×××
	土地	$\times \times \times$	長期借入金	$\times \times \times$
	建設仮勘定	$\times \times \times$	繰延税金負債	$\times \times \times$
	その他の有形固定資産	$\times \times \times$	〇 〇 引 当 金	$\times \times \times$
	2 無形固定資産	$\times \times \times$	その他の固定負債	$\times \times \times$
	借地権	×××	負 債 合 計	$\times \times \times$

ソフトウェア	$\times \times \times$	純資産の部	
その他の無形固定資産	$\times \times \times$	科目	金 額
3 その他の資産	$\times \times \times$	I 出 資 金	$\times \times \times$
有 価 証 券	$\times \times \times$		
長期貸付金	$\times \times \times$	Ⅱ 積 立 金	$\times \times \times$
保有医療機関債	$\times \times \times$	○○積立金	$\times \times \times$
その他長期貸付金	$\times \times \times$	繰越利益積立金	$\times \times \times$
役職員等長期貸付金	$\times \times \times$	Ⅲ 評価・換算差額等	$\times \times \times$
長期前払費用	$\times \times \times$	その他有価証券評価差額金	$\times \times \times$
繰 延 税 金 資 産	$\times \times \times$	繰越ヘッジ損益	$\times \times \times$
その他の固定資産	$\times \times \times$	純 資 産 合 計	$\times \times \times$
資 産 合 計	$\times \times \times$	負債・純資産合計	$\times \times \times$

⁽注)表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純 資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

改正後		改正	前	
(削除)	様式3-3 (医療法人会計基	準適用)		
	N. 1. 42		NAZ - A A A A A A A A A A A A A A A A A A	
	法人名		※医療法人整理番号	
	所在地			
		借	対 照 表	
	(*	成 年		位:千円)
	資産の部		 負債の部	业;十円)
	科目	金額	 科 目	金 額
		+		×××
	┃		□ 固定負債	×××
	1 有形固定資産	$\times \times \times$	(うち医療機関債)	$(\times \times \times)$
	2 無形固定資産	$\times \times \times$	負債合計	×××
	3 その他の資産	$\times \times \times$	純資産の部	
	(うち保有医療機関債)	$(\times \times \times)$	科 目	金 額
			I 基 金	$\times \times \times$
			Ⅱ 積 立 金	$\times \times \times$
			(うち代替基金)	$(\times \times \times)$
			Ⅲ 評価・換算差額等	$\times \times \times$
			純資産合計	$\times \times \times$
	資 産 合 計	$\times \times \times$	負債・純資産合計	$\times \times \times$
		-		

改正後	改正前	
<u>(削除)</u>	様式3-4 (医療法人会計基準適用)	
	法人名	Ш
	所在地	
	貸 借 対 照 表	
	(平成 年 月 日現在)	
	(単位:千円)
	資産の部負債の部	
	科目 金額 科目 金名	額
	I 流動資産 XXX I 流動負債 XXX	
	1 有 形 固 定 資 産 XXX (うち医療機関債) (XXX	.)
	2 無 形 固 定 資 産 X X X 負 債 合 計 X X X	
	3 そ の 他 の 資 産 ××× 純 資 産 の 部	
	(うち保有医療機関債) (×××) 科 目 金 名	額
	I 出 資 金 ×××	
	II 積 立 金	
	Ⅲ 評価・換算差額等 ×××	
	純 資 産 合 計 XXX	
	資産合計 ××× 負債・純資産合計 ×××	

					改〗	E後							改正前	
様コ	<u>t 5</u>										_	_(新設)_		
	<u>去人名</u> 近在地						※医療法	人整理番	号					
_			関係	事業者と	 :の取引の	の状況に	関する報	告書						
(1)法人	である関	関係事業 者	±										
	種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の 内容	関係事 業者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)				
<u>L</u>	(取引多	条件及び	取引条件	の決定力	」 5針等)					<u> </u>				
((2)個人	である関]係事業者	<u>*</u>										
	種	類	氏	名	職業	関係事 業者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)				
	(取引多	条件及び	取引条件	の決定力	5針等)									

(下線の部分は改正部分)

	(下級の部分は以上部分)
改正後	改正前
〔別 紙〕	〔別 紙〕
様式6	様式5
監事監査報告書	監事監査報告書
医療法人〇〇会	医療法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 殿	理事長 ○○ ○○ 殿
私(注1)は、医療法人○○会の平成○○会計年度(平成○○年○○月○○日から平成○○	私(注1)は、医療法人○○会の平成○○会計年度(平成○○年○○月○○日から平成○○
年〇〇月〇〇日まで) の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、	年○○月○○日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、
以下のとおり報告いたします。	以下のとおり報告いたします。
監査の方法の概要	監査の方法の概要
私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴	私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取
取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査	し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、
し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、	事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわ
すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。	ち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。
記	記
監査結果	監査結果
(1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと	(1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと
認めます。	認めます。

- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているもの (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているもの と認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示している ものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な 事実は認められません。

と認めます。

- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示している ものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な 事実は認められません。

平成○○年○○月○○日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇 印

監事 〇〇 〇〇 印

平成○○年○○月○○日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇 印

監事 〇〇 〇〇 印

- (注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
- (注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算 書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医 療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッ シュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。
- (注1)監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
- (注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算 書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長(公 印 省 略)

医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、 純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針

平成27年9月28日に公布された医療法の一部を改正する法律(平成27年法律第74号)により改正された医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第51条第2項の規定に基づき、医療法人会計基準(平成28年厚生労働省令第95号。以下「会計基準」という。)が本日公布され、平成29年4月2日から施行されることとなり、同日以後に開始する会計年度に係る会計について適用されることとなったところである。

この会計基準が適用される医療法人が、貸借対照表等を作成する際の基準、様式等について、下記のとおり運用指針として定めることにしたので、ご了知の上、所管の医療法人に対して周知されるようお願いする。

なお、医療法人会計基準について(平成26年3月19日医政発0319第7号)については、従前通りの取扱いとする。

記

1 本運用指針について

本運用指針は、法第51条第2項の医療法人(※)が、同条第1項の規定により作成する事業報告書等のうち、会計情報である財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表を作成する際の基準、様式等について定めるものである。

- ※ 法第51条第2項の医療法人とは、以下の通りである。
 - ① 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50 億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の 合計額が70億円以上である医療法人
 - ② 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の

合計額が10億円以上である社会医療法人

③ 社会医療法人債発行法人である社会医療法人

(上記①・②の基準となっている金額については、都道府県知事に届け出た貸借対照表又は損益計算書によって判断することで足りる。)

2 各医療法人における会計処理の方法の決定について

会計基準及び本運用指針は、医療法人で必要とされる会計制度のうち、法人全体に係る部分のみを規定したものである。医療法人は、定款又は寄附行為の規定により様々な施設の設置又は事業を行うことが可能であり、当該施設又は事業によっては会計に係る取扱いが存在することがある。そのため、医療法人の会計を適正に行うためには、各々の医療法人が遵守すべき会計の基準として、当該施設又は事業の会計の基準(明文化されていない部分については、一般に公正妥当と認められる会計の基準を含む。)を考慮した総合的な解釈の結果として、各々の医療法人において、経理規程を作成する等により、具体的な処理方法を決定しなければならない。

3 重要な会計方針に記載する事項について

会計基準第3条第5号に規定の「その他貸借対照表等を作成するための基本 となる重要な事項」の例は、補助金等の会計処理方法、企業会計で導入されて いる会計処理等の基準を適用する場合の当該基準である。

4 収益業務の会計について

法第42条の2第3項において、「収益業務に係る会計は、本来業務及び附帯業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」とされている。したがって、貸借対照表及び損益計算書(以下「貸借対照表等」という。)は、収益業務に係る部分を包含しているが、内部管理上の区分においては、収益業務に固有の部分について別個の貸借対照表等を作成することとする。なお、当該収益業務会計の貸借対照表等で把握した金額に基づいて、収益業務会計から一般会計への繰入金の状況(一般会計への繰入金と一般会計からの元入金の累計額である繰入純額の前期末残高、当期末残高、当期繰入金額又は元入金額)並びに資産及び負債のうち収益業務に係るものの注記をすることとする。

5 貸借対照表等の様式について

貸借対照表は会計基準第7条第2項で定める様式第一号により、損益計算書は会計基準第17条第2項で定める様式第二号によることとする。

6 基本財産の取扱いについて

定款又は寄附行為において基本財産の規定を置いている場合であっても、貸借対照表及び財産目録には、基本財産としての表示区分は設ける必要はないが、当該基本財産の前会計年度末残高、当該会計年度の増加額、当該会計年度の減少額及び当該会計年度末残高について、貸借対照表の科目別に会計基準第22条第8号の事項として注記するものとする。

7 棚卸資産の評価方法等について

棚卸資産の評価基準及び評価方法については重要な会計方針に該当し、棚卸資産の評価方法は、先入先出法、移動平均法、総平均法の中から選択適用することを原則とするが、最終仕入原価法も期間損益の計算上著しい弊害がない場合には用いることができる。また、時価がその取得価額よりも低くなった場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。なお、棚卸資産のうち、重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。

8 減価償却の方法等について

固定資産の減価償却方法は、重要な会計方針に係る事項に該当するため、減価償却方法を、たとえば定率法から定額法へ変更した場合には、重要な会計方針の変更に該当することとなるが、固定資産の償却年数又は残存価額の変更については、重要な会計方針の変更には該当しない。しかし、この変更に重要性がある場合には、その影響額を会計基準第22条第8号の事項として注記するものとする。

また、租税特別措置による特別償却額のうち一時償却は、重要性が乏しい場合には、重要性の原則の適用により、正規の減価償却とすることができる。

9 リース取引の会計処理について

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて 会計処理を行うことを原則とするが、以下の場合には、賃貸借処理を行うこと ができる。

- ① リース取引開始日が、本会計基準の適用前の会計年度である、所有権移転 外ファイナンス・リース取引
- ② リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度である、所有権移転外ファイナンス・リース取引
- ③ 一契約におけるリース料総額が300万円未満の、所有権移転外ファイナン

ス・リース取引

なお、賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引がある場合には、貸借対 照表科目に準じた資産の種類ごとのリース料総額及び未経過リース料の当期末 残高を、会計基準第22条第8号の事項として注記するものとする。

10 経過勘定項目について

前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、経過勘定項目として処理しないことができる。

11 有価証券等の評価について

有価証券の評価基準及び評価方法については重要な会計方針に該当し、満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券は償却原価法によることとなるが、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、重要性の原則の適用により、償却原価法を採用しないことができる。

なお、満期保有目的の債券に重要性がある場合には、その内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益を会計基準第22条第8号の事項として注記するものとする。

12 引当金の取扱いについて

引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上するものである。その計上基準は、重要な会計方針として記載することとなるが、引当金のうち重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、これを計上しないことができる。

未収金、貸付金等の金銭債権のうち徴収不能と認められる額がある場合には、 その金額を合理的に見積もって、貸倒引当金を計上するものとする。ただし、 前々会計年度末の負債総額が200億円未満の医療法人においては、法人税法 (昭和40年法律第34号)における貸倒引当金の繰入限度相当額が取立不能見込 額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に 計上することができる。

なお、貸借対照表の表記において、債権について貸倒引当金を直接控除した 残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権 の当期末残高を、会計基準第22条第8号の事項として注記するものとする。

退職給付引当金は、退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除した

ものを計上するものとする。当該計算は、退職給付に係る会計基準(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づいて行うものであり、下記事項を除き、企業会計における実務上の取扱いと同様とする。

- ① 本会計基準適用に伴う新たな会計処理の採用により生じる影響額(適用時差異)は、通常の会計処理とは区分して、本会計基準適用後15年以内の一定の年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができる。
- ② 前々会計年度末日の負債総額が200億円未満の医療法人においては、簡便 法を適用することができる。

なお、適用時差異の未処理残高及び原則法を適用した場合の退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容は、会計基準第22条第8号の事項として注記するものとする。

13 出資金の取扱いについて

出資金には、社員等が実際に払込みをした金額を貸借対照表の純資産の部に 直接計上し、退社による払戻しが行われた場合には、当該社員の払込金額を直 接減額することとする。

14 積立金の区分について

積立金は、各会計年度の当期純利益又は当期純損失の累計額から当該累計額 の直接減少額を差し引いたものとなるが、その性格により以下のとおり区分す る。

- ① 医療法人の設立等に係る資産の受贈益の金額及び持分の定めのある医療法 人が持分の定めのない医療法人へ移行した場合の移行時の出資金の金額と繰 越利益積立金等の金額の合計額を計上した設立等積立金
- ② 基金の拠出者への返還に伴い、返還額と同額を計上した代替基金
- ③ 固定資産圧縮積立金、特別償却準備金のように法人税法等の規定による積立金経理により計上するもの
- ④ 将来の特定目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき計上するもの (以下「特定目的積立金」という。)

なお、特定目的積立金を計上する場合には、特定目的積立金とする金額について、当該特定目的を付した特定資産として、通常の資産とは明確に区別しなければならない。

⑤ 上記各積立金以外の繰越利益積立金

なお、持分の払戻により減少した純資産額と当該時点の対応する出資金と繰越利益積立金との合計額との差額は、持分払戻差額積立金とする。この場合、

マイナスの積立金となる場合には、控除項目と同様の表記をする。

15 税効果会計の適用について

税効果会計は、原則的に適用することとするが、一時差異等の金額に重要性がない場合には、重要性の原則の適用により、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

なお、繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合には、主な発生原 因別内訳を会計基準第22条第8号の事項として注記するものとする。

16 事業損益の区分について

事業損益は、病院、診療所又は介護老人保健施設に係る本来業務事業損益、 法第42条各号に基づいて定款又は寄附行為の規定により実施している附帯業務 に係る附帯業務事業損益又は法第42条の2第1項に基づいて定款又は寄附行為 の規定により実施している収益業務に係る収益業務事業損益に区分して損益計 算書に記載することとするが、附帯業務又は収益業務を実施していない場合に は、損益計算書の当該区分は省略することとする。

17 本部費の取扱いについて

本来業務事業損益の区分の本部費としては、法人本部を独立した会計としている場合の本部の費用(資金調達に係る費用等事業外費用に属するものは除く。)は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益又は収益業務事業損益に分けることなく、本来業務事業損益の区分に計上するものとする。なお、独立した会計としていない場合は区分する必要はない。

18 事業損益と事業外損益の区分について

損益計算書において、事業損益は、本来業務、附帯業務又は収益業務に区別し、事業外損益は、一括して表示する。事業損益を区別する意義は、法令で求められている附帯業務及び収益業務の運営が本来業務の支障となっていないかどうかの判断の一助とすることにある。したがって、施設等の会計基準では事業外損益とされている帰属が明確な付随的な収益又は費用についても、この損益計算書上は、事業収益又は事業費用に計上するものとする。ただし、資金調達に係る費用収益は、事業損益に含めないこととする。

19 補助金等の会計処理について

医療法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合の会計処理 は以下のとおりとする。

- ① 固定資産の取得に係る補助金等については、直接減額方式又は積立金経理により圧縮記帳する。
- ② 運営費補助金のように補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、当該補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上する。

なお、補助金等の会計処理方法は、会計基準第3条第5号の事項として注記するものとし、補助金等に重要性がある場合には、補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額を会計基準第22条第8号の事項として注記するものとする。

20 継続事業の前提に関する注記について

継続事業の前提に関する注記は、当該医療法人の会計年度の末日において、 財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他将来に わたって事業を継続することの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存 在する場合におけるその内容を記載する。

21 重要な偶発債務に関する注記について

重要な偶発債務に関する注記は、債務の保証(債務の保証と同様の効果を有するものを含む。)、重要な係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない事象で、将来において事業の負担となる可能性のあるものが発生した場合にその内容を記載する。

22 重要な後発事象に関する注記について

重要な後発事象に関する注記は、当該医療法人の会計年度の末日後、当該医療法人の翌会計年度以降の財政状態又は損益の状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合にその内容を記載する。

23 関係事業者に関する注記について

法第51条第1項に定める関係事業者との取引(※)について、次に掲げる事項を関係事業者ごとに注記しなければならない。

- ① 当該関係事業者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計期末に おける総資産額及び事業の内容
- ② 当該関係事業者が個人の場合には、その氏名及び職業
- ③ 当該医療法人と関係事業者との関係
- ④ 取引の内容
- ⑤ 取引の種類別の取引金額
- ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針

- ⑦ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
- ⑧ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

ただし、関係事業者との間の取引のうち、次に定める取引については、上記の注記を要しない。

- イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引 の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
- ※ 法第 51 条第1項に定める関係事業者とは、当該医療法人と②に掲げる取引 を行う場合における①に掲げる者をいうこと。
 - ① ②に掲げる取引を行う者
 - イ 当該医療法人の役員又はその近親者(配偶者又は二親等内の親族)
 - ロ 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
 - ハ 当該医療法人の役員又はその近親者が、株主総会、社員総会、評議員会、 取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
 - ニ 他の法人の役員が、当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
 - ホ ハの法人の役員が、他の法人(当該医療法人を除く。)の株主総会、社 員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合 の他の法人
 - ② 当該医療法人と行う取引
 - イ 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額(本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額)又は事業費用の総額(本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額)の10パーセント以上を占める取引
 - ロ 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療 法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセ ント以上を占める取引
 - ハ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
 - 二 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総 資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
 - ホ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1 千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資 産の1パーセント以上を占める取引

へ 事業の譲受又は譲渡の場合にあっては、資産又は負債の総額のいずれか 大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末 日における総資産の1パーセント以上を占める取引

24 貸借対照表等注記事項について

会計基準第22条第8号に規定の「その他医療法人の財務状態又は損益の状況 を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。

- ① 固定資産の償却年数又は残存価額の変更に重要性がある場合の影響額
- ② 満期保有目的の債券に重要性がある場合の内訳並びに帳簿価額、時価及び 評価損益
- ③ 原則法を適用した場合の、退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債 務等の内容
- ④ 繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合の主な発生原因別内訳
- ⑤ 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

25 財産目録について

財産目録は、当該会計年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、価額及び必要な情報を表示するものとする。

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、更に 資産の部を流動資産及び固定資産に区分して、純資産の額を表示するものとす る。

財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

財産目録の様式は、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年厚生労働省令第38号。以下「社財規」という。)が適用になる法人を除き、様式第三号によることとする。

26 純資産変動計算書について

純資産変動計算書は、純資産の部の科目別に前期末残高、当期変動額及び当期末残高を記載する。なお、当期変動額は、当期純利益、拠出額、返還又は払 戻額、振替額等原因別に表記する。

純資産変動計算書の様式は、社財規が適用になる法人を除き、様式第四号によることとする。

27 附属明細表について

附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。

① 有形固定資産等明細表

- ② 引当金明細表
- ③ 借入金等明細表
- ④ 有価証券明細表
- ⑤ 事業費用明細表 事業費用明細表は、以下のいずれかの内容とする。
- イ 中区分科目別に、損益計算書における費用区分に対応した本来業務事業費用 (本部を独立した会計としている場合には、事業費と本部費に細分する。)、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の金額を表記する。この場合に、中区分科目の細区分として形態別分類を主として適宜分類した費目を合わせて記載することができる。
- ロ 損益計算書における事業費用の本来業務、附帯業務及び収益業務の区分記 載に関わらず、形態別分類を主として適宜分類した費目別に法人全体の金額 を表記する。この場合に、各費目を中区分科目に括って合わせて記載するこ とができる。

なお、中区分科目は、売上原価(当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われる売店等及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務にかかるもの)、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用とする。 附属明細表の様式は、社財規が適用になる法人を除き、様式第五号~様式第九の二号によることとする。

法人名	※医療法人整理番号			
所在地				

貸借対照表(平成年月日現在)

(単位: 千円)

資産の音	部	 負 債 の	(単位:千円) <u></u>
科目	金 額	科目	金 額
I 流動資産	××× I	流動負債	×××
現金及び預金	×××	支 払 手 形	×××
事業未収金	×××	買掛金	×××
有価証券	×××	短期借入金	×××
たな卸資産	×××	未 払 金	$\times \times \times$
前渡金	×××	未払費用	×××
前払費用	×××	未払法人税等	×××
繰 延 税 金 資 産	×××	未払消費税等	×××
その他の流動資産	×××	繰延税金負債	×××
Ⅱ 固定資産	$\times \times \times$	前 受 金	$\times \times \times$
1 有形固定資産	$\times \times \times$	預り 金	$\times \times \times$
建物物	$\times \times \times$	前 受 収 益	$\times \times \times$
構築物	$\times \times \times$	〇 〇 引 当 金	$\times \times \times$
医療用器械備品	$\times \times \times$	その他の流動負債	$\times \times \times$
その他の器械備品	imes imes imes	固定負債	$\times \times \times$
車 両 及 び 船 舶	×××	医療機関債	$\times \times \times$
土 地	×××	長期借入金	$\times \times \times$
建設仮勘定	×××	繰 延 税 金 負 債	$\times \times \times$
その他の有形固定資産	×××	〇 〇 引 当 金	$\times \times \times$
2 無形固定資産	×××	その他の固定負債	$\times \times \times$
借地権	×××	負 債 合 計	×××
ソフトウェア	×××	純 資 産	の部
その他の無形固定資産	×××	科目	金額
3 その他の資産	$\times \times \times$ I	基金	×××
有 価 証 券	$\times \times \times$	積 立 金	$\times \times \times$
長 期 貸 付 金	$\times \times \times$	代 替 基 金	$\times \times \times$
保有医療機関債	$\times \times \times$	○○積立金	$\times \times \times$
その他長期貸付金	$\times \times \times$	繰越利益積立金	$\times \times \times$
役職員等長期貸付金	$\times \times \times$	評価・換算差額等	$\times \times \times$
長期前払費用	$\times \times \times$	その他有価証券評価差額金	$\times \times \times$
繰 延 税 金 資 産	$\times \times \times$	繰延ヘッジ損益	$\times \times \times$
その他の固定資産	×××		
		純資産合計	$\times \times \times$
資 産 合 計	×××	負債・純資産合計	$\times \times \times$

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
 - 2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
 - 3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名	※医療法人整理番号			
所在地				

益 計 算 損 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(当片 不田)

		(単位:千円
科目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		$\times \times \times$
2 事 業 費 用		
(1)事 業 費	$\times \times \times$	
(2)本 部 費	$\times \times \times$	$\times \times \times$
本 来 業 務 事 業 利 益		$\times \times \times$
B 附带業務事業損益		
1 事業収益		$\times \times \times$
2 事 業 費 用		$\times \times \times$
附带業務事業利益		$\times \times \times$
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		$\times \times \times$
2 事 業 費 用		$\times \times \times$
収 益 業 務 事 業 利 益		$\times \times \times$
事業利益		×××
Ⅱ 事業外収益		
受 取 利 息	$\times \times \times$	
その他の事業外収益	$\times \times \times$	$\times \times \times$
Ⅲ 事業外費用		
支 払 利 息	$\times \times \times$	
その他の事業外費用	$\times \times \times$	$\times \times \times$
経 常 利 益		$\times \times \times$
IV 特別利益		
固定資産売却益	$\times \times \times$	
その他の特別利益	$\times \times \times$	$\times \times \times$
V 特 別 損 失		
固定資産売却損	$\times \times \times$	
その他の特別損失	$\times \times \times$	$\times \times \times$
税引前当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	$\times \times \times$	
法 人 税 等 調 整 額	$\times \times \times$	$\times \times \times$
当期純利益		×××

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 - 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当で あると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1	継続事業の前提に関する事項
2	資産の評価基準及び評価方法
3	固定資産の減価償却の方法
4	引当金の計上基準
5	消費税及び地方消費税の会計処理の方法
6	その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項
7	重要な会計方針を変更した旨等
8 <i>ह</i>	資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関す る事項

9	担保に供	±され.つ	ている	沓産に	関する	る事項
_		~ (10	C U . W	見注し	 大 フ '	ᇝᆍᆽ

- 10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項
- (1) 法人である関係事業者

種	名	所	在	総資産額	事業	関係事業	取引の	取引金額	科	期末残高
類	称	地		(千円)	内容	者との関	内容	(千円)	目	(千円)
						係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者と	取引の内	取引金額(千円)	科目	期末残高
			の関係	容			(千円)

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 11 重要な偶発債務に関する事項
- 12 重要な後発事象に関する事項
- 13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(該当する事項がない項目については、項目の掲記を省略することができる。)

様式第三号

<u>法人名</u> 所在地									※医療法人整理	里番号		
<u>別任地</u>												
			財		産	目		録				
			(1	成	年	月	日現在))				
	1.	資	Ē	É	額				××× Ŧ	-円		
	2.	負	債	·	額				$\times \times \times $ \mp	-円		
	3.	純	資	産	額				××× Ŧ	-円		

(内	訳)				(単	位:千円)
			区	分	金	額
A	流	動資	産			$\times \times \times$
В	固	定資	産			×××
С	資	産 合	計	(A+B)		×××
D	負(賃 合	***			×××
Е	純	資	産	(C-D)		×××

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物につい	て、	該当する欄の[□を塗りつ)ぶすこと。
土土	地	(□ 法人所有	□ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	物	(□ 法人所有	□ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第四号

法人名	※医療法人整理番号
所在地	

純 資 産 変 動 計 算 書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位:千円)

	基金		積立金			評 価			
	(又は出資金)	代替基金	○○積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成 年 月 日 残高	$\times \times \times$	$\times \times \times$	×××	$\times \times \times$		×××	×××	×××	$\times \times \times$
会計年度中の変動額									
当期純利益				$\times \times \times$	$\times \times \times$				$\times \times \times$
会計年度中の変動額合計	$\times \times \times$	×××	×××	×××	$\times \times \times$				
平成 年 月 日 残高	$\times \times \times$	×××	×××	$\times \times \times$	$\times \times \times$				

- 1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。 2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載するこ とができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

ł羊	_ +	绺	ᆂ	
↑Т來	IL.	弗	л	歹

法人名	※医療法人整理番号		
			 _

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額	当期償却額	差 引当期末残高
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
有							
形田							
有 形 固 定 資 産							
資							
善 計							
無							
形							
固 定 							
PI							
そ							
他							
の <u></u> 資							
産計							

- 1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
- 2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
- 3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
- 4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の 1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合(ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。)
- 5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
- 6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名	※医療法人整理番号			
所在地				

引 金 明 細 表

区	分	前期末残高	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
		(114)	(113)	(114)	(114)	(114)

- 1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
- 2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
- 3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名	※医療法人整理番号			
所在地				

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				_
1年以内に返済予定の 長期借入金				_
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)				
その他の有利子負債				
合 計			_	_

- 1. 短期借入金、長期借入金(貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。) 及び金利の負担を伴うその他の負債(以下「その他の有利子負債」という。)について記載すること。
- 2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
- 3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
- 4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
- 5. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後 5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

34 I A					ツ戸虚	沙 上 數 田 巫 旦	
法人名					**医療	法人整理番号	
所在地							
【債 券】		有 価	証 券	明細表			
	N++	I. 		券 面 総	額	貸借対照家	表価額
	銘	柄			(千円)		(千円)
	計						
【その他】							
	種類及	び銘柄		口数:	等	貸借対照家	表価額 (千円)
	計						

- 1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
- 2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
- 3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
- 4. 「その他」の欄には有価証券の種類(金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。)に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名	※医療法人整理番号			
				

事業費用明細表

(単位:千円)

	本 来	業務事業	費用	附带業務	収益業務	合	計
区 分	事業費	本部費	計	事業費用	事業費用	П	П
材料費							
給与費							
委託費							
経費							
売上原価							
その他の事業費用							
11 h							

- 1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの(売店等)及び収益業務の うち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- 2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品(又は製品)期首たな卸高、当期商品仕入高(又は当期製品製造原価)、商品(又は製品)期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
- 3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

法人名	※医療法人整理番号			
所在地		-	-	

事 業 費 用 明 細 表 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

(単位:千円)

科	目	金	額
I 材料費			
:		:	
:		×××	$\times \times \times$
Ⅱ 給与費			
給料		×××	
:		$\times \times \times$	
:		:	
:		×××	$\times \times \times$
Ⅲ 委託費			
検査委託費		$\times \times \times$	
:		×××	
:		:	
:		$\times \times \times$	$\times \times \times$
Ⅳ 経費			
減価償却費		$\times \times \times$	
:		$\times \times \times$	
:		:	
:		$\times \times \times$	$\times \times \times$
V 売上原価			
商品(又は製品)期首たた	な卸高	$\times \times \times$	
当期商品仕入高(又は当	期製品製造原価)	$\times \times \times$	
商品(又は製品)期末たた	な卸高	×××	$\times \times \times$
VI その他の事業費用			
研修費		×××	
:		$\times \times \times$	
:		:	
		$\times \times \times$	$\times \times \times$
事業	費用計		$\times \times \times$

- 1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの(売店等)及び収益業務の うち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- 2. IからVIの中科目区分は、省略する様式によることもできる。
- 3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長(公 印 省 略)

医療法人の計算に関する事項について

平成27年9月28日に公布された「医療法の一部を改正する法律」(平成27年 法律第74号。以下「改正法」という。)及び本日公布された「医療法施行規則 及び厚生労働省の所管する法令の規則に基づく民間事業者等が行う書面の保存 等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」(平成 28年厚生労働省令第96号。以下「改正規則」という。)により、医療法(昭和 23年法律第205号。以下「法」という。)及び医療法施行規則(昭和23年厚生省 令第50号。以下「規則」という。)が改正され、医療法人の計算に関する規定 が整備され、いずれも平成29年4月2日から施行されるところである。

また、「医療法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第95号。以下「会計基準」という。)についても本日公布され、同じく平成29年4月2日から施行されるところとなり、同日以後に開始する会計年度に係る会計について適用される。

これらの施行にあたって、医療法人の計算に関する事項の留意事項について下記のとおり整理し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するので、御了知のうえ、適正な運用に努めるとともに、所管の医療法人に対して周知されるようお願いしたい。

記

第1 会計基準、外部監査及び公告について

- 1 会計基準の適用及び外部監査の実施が義務付けられる医療法人の基準について(法第51条第2項及び第5項関係)
 - (1) 法第51条第2項の「厚生労働省令で定める基準」とは規則第33条の2であり、具体的には次のとおりであること。

- ① 医療法人(社会医療法人を除く。)について 貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は損益 計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が70億円以上であること。
- ② 社会医療法人について
 - イ 貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が10億円以上であること
 - ロ 社会医療法人債を発行していること。
- (2) (1)の①及び②ともに、最終会計年度(当該会計年度に係る法第51条第 1項に規定する事業報告書等につき同条第6項の承認を受けた場合におけ る直近の会計年度のうち最も遅いもの)に係る合計額をいうこと。
- (3) 会計基準を適用する医療法人が作成する書類は、別紙「作成及び公告が必要な書類について」により確認すること。
- 2 監査について(法第51条第5項及び第6項、規則第33条の2の3及び第33 条の2の5関係)
 - (1) 監事の監査報告書について
 - ① 監事の監査報告書の内容について
 - イ 監事の監査の方法及びその内容
 - ロ 財産目録、貸借対照表及び損益計算書が法令に準拠して作成されて いるかどうかについての意見
 - ハ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理 由
 - ニ 監事の監査報告書を作成した日
 - ② 監査報告書の通知期限

監事は次に掲げる日のいずれか遅い日までに理事に対し、監事の監査 報告書の内容を通知しなければならないこと。

- イ 事業報告書等を受領した日から4週間を経過した日
- ロ 理事及び監事が合意により定めた日があるときは、その日
- (2) 公認会計士等の監査報告書について
 - ① 公認会計士等の監査報告書の内容について
 - イ 公認会計士等の監査の方法及びその内容
 - ロ 財産目録、貸借対照表及び損益計算書が法令に準拠して作成されて いるかどうかについての意見
 - ハ ロの意見がないときは、その旨及びその理由

二 追記情報

追記情報とは、次の事項その他の事項のうち、公認会計士等の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財産目録、貸借対照表及び損益計算書の内容のうち強調する必要がある事項

- ・正当な理由による会計方針の変更
- ・重要な偶発事象
- ・重要な後発事象
- ホ 公認会計士等の監査報告書を作成した日
- ② 公認会計士等の監査報告書の通知期限

公認会計士等は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、理事及び監事に対し、監査報告書の内容を通知しなければならないこと。

- イ 財産目録、貸借対照表及び損益計算書を受領した日から4週間を経 過した日
- ロ 理事、監事及び公認会計士等が合意により定めた日があるときは、 その日

財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、理事及び監事が公認会計士等の監査報告書の内容の通知を受けた日に、公認会計士等の監査を受けたものとすること。

また、公認会計士等が通知をすべき日までに監査報告書の内容の通知 をしない場合には、当該通知をすべき日に、財産目録、貸借対照表及び 損益計算書については、公認会計士等の監査を受けたものとみなすこと。

- (3) 監査を受けた事業報告書等は理事会の承認を受けなければならないこと。また、理事会の承認を受けた事業報告書等は社員総会又は評議員会に 提出し、その承認を受けなければならないこと。
- 3 事業報告書等の公告について(法第51条の3関係)
 - (1) 法第51条の3の規定に基づく事業報告書等(貸借対照表及び損益計算書に限る。)を公告しなければならない医療法人とは、1の(1)の①の医療法人及び全ての社会医療法人であること。
 - (2) 公告を義務付けられる事業報告書等とは、施行日以降に開始する会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書(会計基準を適用している場合は注記も含む。)に限ること。
 - (3) 公告の方法は、次のいずれかの方法によること。
 - ① 官報に掲載する方法
 - ② 日刊新聞紙に掲載する方法

- ③ 電子公告 (ホームページ)
- (4) ③の方法により公告をする場合には、貸借対照表及び損益計算書を承認した社員総会又は評議員会の終結の日後3年を経過する日までの間、継続して公告する必要があること。

第2 関係事業者に関する事項について

1 関係事業者について(法第51条第1項関係)

法第51条第1項に定める関係事業者とは、当該医療法人と(2)に掲げる取引を行う場合における(1)に掲げる者をいうこと。

- (1) (2)に掲げる取引を行う者
 - ① 当該医療法人の役員又はその近親者(配偶者又は二親等内の親族)
 - ② 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
 - ③ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、 取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
 - ④ 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
 - ⑤ ③の法人の役員が他の法人(当該医療法人を除く。)の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

(2) 当該医療法人と行う取引

- ① 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額(本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額)又は事業費用の総額(本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額)の10パーセント以上を占める取引
- ② 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万以上であり、かつ当該医療 法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パ ーセント以上を占める取引
- ③ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
- ④ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における 総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取 引
- ⑤ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、 1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における 総資産の1パーセント以上を占める取引
- ⑥ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額

が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

2 関係事業者との取引に関する報告について

(1) 報告内容について

関係事業者との取引に関する報告については、次に掲げる事項を関係事業者ごとに記載しなければならない。

- ① 当該関係事業者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計期 末における総資産額及び事業の内容
- ② 当該関係事業者が個人の場合には、その氏名及び職業
- ③ 当該医療法人と関係事業者との関係
- ④ 取引の内容
- ⑤ 取引の種類別の取引金額
- ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針
- ⑦ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
- ⑧ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更 が計算書類に与えている影響の内容

ただし、関係事業者との間の取引のうち、次に定める取引については、 報告を要しない。

イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその 他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明 白な取引

ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

「医療法人における事業報告書等の様式について」(平成19年3月30日 医政指発第0330003号)において示されている様式に沿って報告すること。 なお、会計基準を適用している場合については、「医療法人会計基準適用 上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方 法に関する運用指針」(平成28年4月20日医政発0420第5号)の関係事業 者に関する注記例と同一の様式であることを申し添える。

(2) 報告期限について

関係事業者との取引の状況に関する報告書は法第51条で定める事業報告書等に含まれることから、会計年度終了後3月以内に所管の都道府県知事に届け出ること。

第3 関連する既往通知の改正について

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」(平成2年3月1日健政発第110号)別添1

- ○「「医療機関債」発行等のガイドラインについて」(平成16年10月25日 医政発第1025003号) 別添 2
- ○「医療法人の国際展開に関する業務について」(平成26年3月19日医政 発0319第5号) 別添3

作成及び公告が必要な書類について

	法第51条第2項に 該当する医療法人・ 社会医療法人	左記以外の社会医療 法人	左記以外の医療法人
貸借対照表	作成及び公告義務 (注1)	作成及び公告義務 (注3)	作成義務 (注3) ※法改正前と同じ
損益計算書	作成及び公告義務 (注1)	作成及び公告義務 (注3)	作成義務 (注3) ※法改正前と同じ
財産目録	作成義務 (注2)	作成義務 (注3)	作成義務 (注3) ※法改正前と同じ
附属明細表	作成義務 (注2)	任意	任意
純資産変動計算書	作成義務 (注2)	任意	任意
関係事業者との取引に関する報告書	規則に定める基準に該 当する場合は作成 (注3)	規則に定める基準に該 当する場合は作成 (注3)	規則に定める基準に該 当する場合は作成 (注3)

- (注1) 医療法人会計基準 (平成28年厚生労働省令第95号) で定める貸借対照表及び損益計算書の 作成及び公告には注記も含むこと。
- (注2) 医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針(平成28年4月20日医政発0420第5号)で定める様式を使用すること。
- (注3) 医療法人における事業報告書等の様式について(平成19年3月30日医政指発第0330003号) で 定める様式を使用すること。
- (注4) (注1)(注2)に関わらず、社会医療法人債発行法人については、社会医療法人債を発行する社会 医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年厚生労働省令第38号) で定める様式を使用すること。

〇「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」(平成2年3月1日健政発第110号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

	改 正	後		改 正	前
項 目	運営管理指導要綱	備考	項 目	運営管理指導要綱	備考
I 組織運営			I 組織運営		
1 (略)			1 (略)		
2 役員			2 役員		
(1)~(5) (略)			(1)~(5) (略)		
(6) 監事	1~3 (略)		(6) 監事	1~3(略)	
	4 法人の適正な会計管理等を行			4 法人の適正な会計管理等を行	
	う観点からも内部監査機構の確			う観点からも内部監査機構の確立	
	立を図ることが重要である。			を図ることが重要である。	
	また、病院又は介護老人保健	 医療法第51条第2項の医療法人に 		また、病院又は介護老人保健	・特に負債 100 億円以上の医療法人
	施設等を開設する医療法人の監	ついては、公認会計士又は監査法		施設等を開設する医療法人の監査	については、公認会計士又は監査
	査については外部監査が行われ	人による <u>監査を受けること。</u>		については外部監査が行われるこ	法人による <u>監査あるいは指導を受</u>
	ることが望ましい。			とが望ましい。	<u>けることが望ましいこと。</u>
	5 (略)			5 (略)	
3~5 (略)			3~5 (略)		
Ⅱ~Ⅳ (略)			Ⅱ~Ⅳ (略)		

「「医療機関債」発行等のガイドラインについて(平成16年医政発第1025003号)」の一部改正

(別添)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後

改正

(別添)

「医療機関債」発行等のガイドライン

第1 (略)

第2 医療機関債を発行するに当たって遵守すべき事項等

- 1 医療機関債を発行できる医療法人
- ① (略)
- ② 医療法人運営管理指導要綱(平成2年3月1日付健政発第110号「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」の別添。以下「運営管理指導要綱」という。)の「I組織運営 2役員 (6)監事」においては、医療法第51条第2項の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査を受けることとされており、医療機関債を発行する医療法人は、医療機関債の発行により負債総額が100億円以上となる場合を含め負債総額が100億円以上である場合又は一会計年度における発行総額が1億円以上(ただし、銀行がその全額を引き受ける場合は除く。)若しくは一会計年度における購入人数が50人以上である場合には、公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとすること。なお、これらの場合のほかも、医療法人が医療機関債を発行するときは、公認会計士又は監査法人による監査を受けることが望ましいものであることに留意すること。

「医療機関債」発行等のガイドライン

- 第1 (略)
- 第2 医療機関債を発行するに当たって遵守すべき事項等
- 1 医療機関債を発行できる医療法人
- ③ (略)
- ④ 医療法人運営管理指導要綱(平成2年3月1日付健政発第110号「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」の別添。以下「運営管理指導要綱」という。)の「I組織運営 2役員 (6)監事」においては、負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこととされており、医療機関債を発行する医療法人は、医療機関債の発行により負債総額が100億円以上となる場合を含め負債総額が100億円以上である場合又は一会計年度における発行総額が1億円以上(ただし、銀行がその全額を引き受ける場合は除く。)若しくは一会計年度における購入人数が50人以上である場合には、公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとすること。なお、これらの場合のほかも、医療法人が医療機関債を発行するときは、公認会計士又は監査法人による監査を受けることが望ましいものであることに留意すること。

前

2~7 (略)

2~7 (略)

第3 (略)	第3 (略)
(参考)関連諸規定 (略)	(参考)関連諸規定 (略)

「医療法人の国際展開に関する業務について」(平成26年3月19日医政発0319第5号)の一部改正

第4 (略)

(下線の部分は改正部分)

改 正 改 正 前 後 第 1 (略) 第 1 (略) 第2 出資の価額 第2 出資の価額 本業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資の価額及びその総 本業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資の価額及びその総 額は、直近の会計年度において作成された貸借対照表の繰越利益積立金 額は、直近の会計年度において作成された貸借対照表の繰越利益積立金 の範囲内とすること。その際、「医療法人会計基準」(平成28年厚生労 の範囲内とすること。その際、「医療法人会計基準について」(平成26 働省令第95号)を適用した会計処理がされること。 年3月19日医政発0319第7号)により周知した医療法人会計基準 ただし、「医療法人会計基準」の公布以前に開始した会計年度について を適用した会計処理がされること。 「医療法人会計基準について」(平成26年3月19日医政発0319第 7号)により周知した会計基準を適用している場合は、この限りではな いこと。 また、医療法人が出資を行う前に、監督庁に対して、別添1の様式に また、医療法人が出資を行う前に、監督庁に対して、別添1の様式に 従い、出資する法人の名称、出資の価額等について届け出ること。 従い、出資する法人の名称、出資の価額等について届け出ること。 第3 (略) 第3 (略)

第4 (略)